新型コロナウイルスにおける日本の入国制限

2022 年 1月14日更新

オミクロン株に対する水際措置により、情報が随時変更されております。
必ず最新情報をご確認ください！

○厚生労働省・検疫所が定める国・地域に過去 14 日以内の滞在歴がある入国者は、検疫所の確保する宿泊施設等で入国後の待機、検査を実施。 **⇒詳細はこちら**

＊3 日間の待機+3 日目(入国日は含みません)に受検：
ｽﾍﾟｲﾝ/ｽｲｽ/ｵｰｽﾄﾘｱ/ﾍﾞﾙｷﾞｰ/ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ/ﾛｼｱ/ﾌｨﾘﾋﾟﾝ/一部ｵｰｽﾄﾗﾘｱ/一部米国/ｶﾅﾀﾞ/ｱﾗﾌﾞ首長国連邦 ほか（53 か国・地域）
＊6 日間の待機+3 日目および 6 日目に(入国日は含みません)受検：ｲﾀﾘｱ/英国/ｵﾗﾝﾀﾞ/ﾄﾞｲﾂ/ﾌﾗﾝｽ/韓国/一部米国 ほか（15 か国・地域）
＊10 日間の待機+3 日目、6 日目および 10 日目に(入国日は含みません)受検：南ｱﾌﾘｶ共和国/ｼﾞﾝﾊﾞﾌﾞｴ/ﾅﾐﾋﾞｱ/ｻﾞﾝﾋﾞｱ ほか（11 か国）
※検査結果がすべて陰性と判定された場合には宿泊施設を退所。退所後も入国後 14 日間は自宅等で待機。
参照資料：水際強化措置に係る指定国・地域一覧

○厚生労働省・検疫所が定める国・地域以外からの入国者・帰国者の待機期間
入国後 14 日間、自宅等での待機。

上記の措置は、2022 年 1 月 11 日以降に入国・帰国される方に対して実施します。

※上記条件に当てはまる場合でも、別途、検疫所又は保健所から自宅等での待機の継続等について提示があった場合には、その指示に従う必要があります。

【2022 年 2 月 28 日までの間、停止される措置】(2022 年 1 月 11 日発表)

●外国人の新規入国停止
新規入国を原則認められていた(１)商用目的又は就労目的の短期間の滞在（３月以下）の新規入国 (２)長期間の滞在の新規入国の新規入国を申請する外国人についての、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び 当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査・審査済証の交付の停止
●有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し
○ワクチン接種証明書を保持している日本人の帰国者などの条件に当てはまる者の、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査の停止
○入国後 14 日間の自宅等での待機期間の短縮措置の停止
○検疫所が確保する宿泊施設での３日間待機の免除措置の停止

全ての国・地域から入国する全ての方は、入国の前後で以下のことが必要になります。**⇒詳細はこちら**

■検査証明書の提出
「出国前 72 時間以内に受けた検査の結果の証明書」の提出が必要です。(検査証明書には満たすべき要件があります。)

■検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出
入国後 14 日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、接触確認アプリ等での健康フォローアップ、位置情報の保存・提示についての誓約書の提出。

■スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用

■空港での検査、宿泊施設での待機中の検査

■質問票の提出
入国後 14 日間の健康フォローアップのため、検閲時に連絡先を確認するための質問票 web に登録

■~~ワクチン接種証明書の「写し」の提出~~※本措置については、本年２月末までの間、停止しています。
~~(入国時・帰国時の検疫で、有効なワクチン接種証明書の写しを提出する方は検疫所が確保する宿泊施設での3 日間の待機免除や入国後 14 日間の待機期間の一部短縮の対象となる。)~~

⇒厚労省：日本へ入国・帰国した皆さまへ 「14 日間の待機期間中」のルールはこちら

※日本の入国制限は随時変更されており、十分な告知期間なしで施行される場合もありますのでご注意ください。また上記の内容は新型コロナウイルスに関する日本の入国制限事項について各政府機関からの情報をもとに最小限の情報提供を目的としたものであり、お客様の入国を保証するものではありません。最新情報、情報の詳細は必ず各自でご確認ください。

✈✈日系航空会社の運航状況✈✈
～新型コロナウイルス感染の影響に伴い一部運休・減便等が発生いたしております!!～
⇒ 日本航空（ＪＡＬ）運航状況：１月搭乗分こちら　２月搭乗分こちら　３月搭乗分こちら
⇒ 全 日 空（ANA）運航状況：こちら　※状況により変更となる可能性がございますので、予めご了承ください。

三喜トラベルサービス株式会社(KNT-CT ホールディングスグループ)　URL: https://www.icic.co.jp

【本社】
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13
住友商事神田和泉町ビル１４階
TEL 03-5825-4355　FAX 03-5825-4478

【福岡営業所】
〒812-0024　福岡市博多区綱場町 1-1
D-ＬＩＦＥＰＬＡＣＥ呉服町８階
TEL 092-281-4851　FAX 092-281-4852

新型コロナウイルスにおける各国の入国制限

2022 年 1月14日更新

<< 入国可否について: ○→可(大きな制限なし) △→条件付きで可 X→いかなる場合も不可 >>

※「ワクチン接種完了者」とは 2 回接種型ワクチンの 2 回目の接種後 2 週間経過した方を指す。

国（地域名）	入国可否	日本人に対する入国制限措置・入国後の行動制限措置
アメリカ 在米国日本国大使館 HP	△	『ワクチン接種証明書(*)』、米国行きフライトの出発 1 日以内に取得した『Covid-19 検査の陰性証明書(*)』、『宣誓書(Attestation)』が必要。米国行きのフライト搭乗手続きの際に提示・提出ができない場合は搭乗拒否される。ロサンゼルスは Traveler Form にて事前申告の義務あり。 (*)米国政府などからの要求があった場合に提示できるように所持が必要。 ワクチン接種完了者へ CDC は米国到着後の検査および自主隔離の要否を主に以下の通り推奨されているが自主隔離は免除。未接種者は原則米国に入国できません(例外規定あり)。 ●入国後 3~5 日以内に受検(陽性結果が出た場合、自主隔離) ●COVID-19 の症状を自己観察(症状が出た場合、自主隔離および検査) ●州および地域(州政府、地方政府)の推奨事項または要件に従う。尚、ビザ免除プログラムで入国の方は引き続き ESTA 認証取得が必要。
ハワイ ハワイ州観光局 HP	△	上記米国本土入国時とほぼ同様。異なる点として、Covid-19 陰性証明書はハワイ行きフライトの出発 1 日以内にハワイ州指定の医療機関(推奨)で受検し、ハワイ到着時に原本提示する。米国本土・準州経由の場合、出発 1 日以内にハワイ州指定の医療機関で受検し、ハワイ州の「Safe Travels Program」に健康状態や渡航情報を登録し QR コード取得し、空港到着時に提示が必要。 ※参照 プロセス 必要書類
カナダ 在カナダ日本国大使館 HP	△	搭乗 14 日前迄にカナダ政府承認済みのワクチンの接種を完了、ワクチン接種証明書を所持していることが必須。搭乗前迄に『ArriveCan』にて接種証明を登録し、入国の際に書面または電子データで提示することで、入国 1 日目及び 8 日目の検査・14 日間の自主隔離が免除される。接種証明の要件が満たない者・疑わしい症状がある場合にはこれらの免除措置が適用されないため、『ArriveCan』上にて自主隔離計画を行っておくことが必要。電子渡航認証『eTA』の取得は引き続き必要。
ブラジル 在ブラジル日本国大使館 HP	△	特別な制限なく入国可能（無査証条件および南アフリカを含む一部の国を経由する場合に要注意)。入国・乗り継ぎする渡航者は、ワクチン接種証明書、RT-PCR 検査（搭乗前 72 時間以内に実施）または抗原検査（搭乗前 24 時間以内に実施）の陰性証明書、搭乗 72 時間前以内に旅行者健康状態申告書(DSV)を登録が必要。搭乗手続き時と入国時に提示。隔離不要。
英国 在英国日本国大使館 HP 参照)水際対策	△	各国・地域を「レッドリスト」及び「レッドリスト以外」に分類。日本は「レッドリスト以外」に分類され、ワクチン接種完了者で所定の証明書を所持する者は入国前に入国後 2 日目（またはそれ以前)のPCR検査を予約、到着前48時間以内に乗客追跡フォーム(Passenger Locator Form)へ連絡先等を登録し、入国後 2 日目(又はそれ以前)の検査受検をすれば、出発前の PCR 検査、入国後 8 日目（またはそれ以降）の受験、および 10 日間の自己隔離が免除される。イングランド入国前 10 日以内にレッドリスト国・地域滞在者は英国入国禁止。
イタリア 在イタリア日本国大使館 HP	△	目的を問わず入国可能。ただし入国前の滞在・経由国に応じて別途規定あり。EU Passenger Locator Form への登録・提示が必要。ワクチン接種証明書又は治癒証明書および入国前 72 時間以内に受検した PCR 検査又は入国前 24 時間以内に実施した抗原検査の陰性結果証明を所持している場合、自己隔離を免除（全て提示できない場合には、5 日間の自己隔離および最終日の再検査要)。
オーストリア 駐日オーストリア大使館 HP	△	ワクチン接種証明書（2回目の接種時から270日以内）または治癒証明書（180日以内）および到着前72時間以内のPCR検査陰性証明またはブースター接種証明を所持している場合は隔離免除、PCR検査陰性証明またはブースター接種証明を所持していない場合は到着前72時間以内の渡航事前登録（Pre-travel clearance）と10日間の自主隔離が必要。入国後5日目以降にPCR検査を受検し陰性の場合には自主隔離の早期終了も可能。
オランダ 在オランダ日本国大使館 HP	△	入国制限の例外に該当する方（滞在許可を持つ方や特定の職業の方など）を除きオランダへの入国は認められない。ただし、ワクチン接種証明書がある場合、ワクチン接種に関する申告書を提示することで入国可能（入国目的による入国制限はなし)。オランダに空路で渡航する方は、健康申告書（PDFファイル）を携帯する必要がある。
スペイン 在スペイン日本国大使館 HP	△	日本はスペインが指定する「入国制限解除対象国・地域」から除外されたため、ワクチン接種証明書の所持者のみ入国可。出発前に、保健省の専用ページまたは専用の無料アプリ「SPAIN TRAVEL HEALTH-SpTH」に表示されるフォーマットに必要事項の入力および登録し、入国時に提示が必要。
デンマーク 在デンマーク日本国大使館 HP	○	ワクチン証明書の有無に関わらず、目的問わず渡航可能、入国後の隔離義務なし。入国時に入国 72 時間前までに受けた PCR 検査又は入国 48 時間前までに受けた抗原検査の陰性結果の提示が必要。有効なワクチン証明書を所持している場合は入国後の検査が不要。
ドイツ 在ドイツ日本国大使館 HP	○	ワクチン接種証明書を所持している場合、入国可。観光・知人訪問目的でワクチン接種証明書を所持していない場合には、入国不可。 ⇒入国・検疫措置早見表（12/27 現在）
フィンランド 在フィンランド日本国大使館 HP	○	ワクチン接種証明書を所持している場合は入国可能だが、入国前４８時間以内に実施したＰＣＲ検査又は抗原検査の検査証明書の提示が必要。ワクチン接種未完了者は滞在許可や不可避な渡航理由がない限り入国不可。
フランス 在フランス日本国大使館 HP	○	日本は、最も規制の少ない「グリーン」に分類。渡航にあたって特別な理由は不要。ワクチン接種の有無にかかわらず、誓約書の提出と出発前 48 時間以内の PCR 検査または抗原検査による陰性証明書が必要。到着後の隔離はなし。到着後に到着した者に対する無作為な PCR 検査または抗原検査が実施される。現地のレストラン等を利用するには衛生パスが必要。ワクチン接種証明書や回復証明書で衛生パスを申請できる。衛生パスの詳細はこちら
ロシア 在ロシア日本国大使館 HP	○	ロシア到着前 48 時間以内に受けた PCR 検査の陰性証明書の所持が必要（※トランジットも含む。英語またはロシア語のもの)。空港到着時には、無作為抽出で検査が実施される。自己隔離は不要。日本からの直行便または一部の国の経由便を利用した渡航者が対象。

<< 入国可否について:　○→可(大きな制限なし)　△→条件付きで可　　X→いかなる場合も不可 >>

※「ワクチン接種完了者」とは定められたワクチンの接種回数を終え、かつ、最終の接種日から 14 日間経過した者を指す。

国（地域名）	入国可否	日本人に対する入国制限措置・入国後の行動制限措置
韓国 在韓国日本国大使館 HP	△	一般的な旅行者は原則入国不可。現在、ビザ免除措置が停止され、新たに韓国大使館にて発給された韓国ビザが必要。１月２０日入国者より、出発日基準４８時間前以内に検査したPCR検査陰性証明書が必要。予報接種の有無に関係なく１０日間の隔離およびPCR検査を３回受験（入国前検疫、入国後１日目、隔離解除前）が必要。
中国 在中国日本国大使館 HP	△	現在、日本人に対する訪中ビザ免除措置は全ての目的で停止。但し中国政府が入国を認めている居留許可またはビザを所持し、搭乗予定日７日前のPCR検査陰性証明書、フライト出発2日以内に中国大使館指定医療機関で2種類の検査によるダブル検査陰性証明(*1)を取得し、また、搭乗予定日１日前20時までに健康状態等を入力、ダブル陰性証明をアップロードの上、健康コードの取得が必要。全ての査証申請者は、接種証明書コピー（２回接種済み）の提出が必要。現地到着後は空港でのPCR検査、14日間の隔離制限、検疫期間終了時のPCR再検査。※各地の入国後の行動制限の詳細はこちら。 (*1)ダブル陰性証明は大使館・総領事館の指定検査機関発行の統一フォーマットのCovid-19 PCR検査およびIgM抗体検査の結果が1枚になっている証明書のこと。
香港 在香港日本国総領事館 HP	×	2021/12/3 より、日本は Group A（高リスク国）に指定。ワクチンを完全接種した香港移民（香港 ID または長期滞在査証を取得している者）のみ入境可能。非香港移民は入境不可。
台湾 (公財)日本台湾交流協会 HP	×	2021/5/19 0時から台湾の有効な居留証を所持しない非台湾籍者の入境(トランジット含む)を全面的にしばらくの間停止（※緊急または特別な人道的理由で渡航する人は例外）。
インド 在インド日本国大使館 HP	△	2022/1/11以降に到着するすべての国からの入国者に対し、入国～７日間の自宅待機、８日目にRT-PCR検査の受検、その結果をデリー空港ホームページデリー空港HPにオンラインで提出することを求められる。８日目の検査結果が陰性であっても、そこから続く７日間はセルフモニタリング（毎日の体温確認などの体調管理）が必要とされる。出発前７２時間以内に接種したRT-PCR検査の陰性証明書の事前ンライン提出および感染リスクが高くない国（現時点日本を含む）からの入国者に対して入国時のランダムRT-PCR検査は継続される。
シンガポール 在シンガポール日本国大使館 HP	×	長期滞在パス所持者以外入国不可（※長期滞在パス所持者も再入国には当局の事前承認要）(1)到着までにワクチンの2回接種を終え2週間を経ていること(2)日本出国前２日以内にPCR検査を受検し陰性証明書を取得（入国審査時必要）(3)入国後7日間のホテルや自宅での隔離(4)隔離終了前の指定された日時にPCR検査受検（費用125ドルは自己負担）。※参照
タイ 在タイ日本国大使館 HP	△	タイ国籍を有しない渡航者は渡航予定日の７日前までにThailand Passにまでに登録が必要。渡航日の１４日前までにワクチン接種を規定回数終えている者は、条件付きにて入国可能。条件；Alternative Quarantine(AQ)ホテルにて７日間隔離または一部の県（プーケット、クラビ、パンガー、スラーターニーの一部など）は、SHA Extra+またはAQホテルにおけるサンドボックス制度利用。ワクチン未接種もしくは規定の回数を終えていない者に関しては、AQホテルにて、10日間の隔離措置が必要となる。
ベトナム 在ベトナム日本国大使館 HP	×	全ての国・地域からの外国人の入国を停止（但し、外交旅券、公用旅券所持者、その他特別な場合に対しては必要であれば査証を発給。ベトナムへの入国に際しての条件：入国承認等の事前申請・取得、一時在留カード（TRC）又は査証の事前申請・取得、入国３日前までに発行された陰性証明書の取得、入国前24時間以内のオンラインでの医療申告、入国後の隔離については、ワクチン接種の有無により異なります。ハノイ市・ホーチミン市においては、規定回数以上のワクチン接種を終えた人が入国する場合、強制隔離期間は入国日から３日間（健康観察は入国後14日目まで）、未接種者の強制隔離期間は７日間（健康観察としてさらに７日間）必要。
ミャンマー 在ミャンマー日本国大使館 HP	×	入国制限措置及び国際旅客便着陸禁止措置について 2022/1/31 まで延長。現在、商用旅客航空便の着陸は禁止されており、日本人のミャンマーへの入国は、ミャンマー人の自国帰還のための臨時便への同乗に限られる。
オーストラリア 在日オーストラリア大使館 HP	△	2021年12月15日より、ワクチン接種を完了した日本国籍の渡航者で有効なオーストラリアのビザを保有する日本国籍の方は、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、首都特別地区への渡航が可能。その他の州または準州に渡航する場合は、隔離条件等を含むその州または準州のすべての入境規則を遵守する必要あり。出発地は日本であること、出発から３日以内に行ったPCR検査の陰性証明書が提示できる要件も満たす必要あり。

※各国の出入国制限は随時変更されており、十分な告知期間なしで施行される場合もありますのでご注意ください。また上記の内容は新型コロナウイルスに関する各国の入国制限事項について日本外務省、各政府機関および航空会社のウェブサイトからの情報をもとに最小限の情報提供を目的としたものであり、お客様の出国/入国を保証するものではありません。最新情報、情報の詳細は必ず各自でご確認ください。

✈✈日系航空会社の運航状況✈✈

～新型コロナウイルス感染の影響に伴い一部運休・減便等が発生いたしております!!～

⇒ 日本航空（ＪＡＬ）運航状況: １月搭乗分こちら　２月搭乗分こちら　３月搭乗分こちら

⇒ 全 日 空（ANA）運航状況: こちら　※状況により変更となる可能性がございますので、予めご了承ください。

三喜トラベルサービス株式会社(KNT-CT ホールディングスグループ)　URL: https://www.icic.co.jp

【本社】
〒101-0024　東京都千代田区神田和泉町 1-13
住友商事神田和泉町ビル 14 階
TEL 03-5825-4355 FAX 03-5825-4478

【福岡営業所】
〒812-0024　福岡市博多区綱場町 1-1
D-ＬＩＦＥＰＬＡＣＥ呉服町８階
TEL 092-281-4851　FAX 092-281-4852